不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容		特定施設の使用に関する汚水処理の改善命令等
根拠法令等及び条項		下水道法第37条の2
	根拠条項	下水道法第37条の2
	参考事項	下水道法第46条
	設定等年月日	昭和33年 4月24日設定 平成23年12月14日最終変更

【基準】

1 対象となる者

公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において政令又は条例 で定める基準に適合しないおそれがあると認められる特定事業場

2 処分内容

期限を定めた特定施設の構造、使用方法、汚水処理方法への改善命令又は下水の排除停止命令

処 分 基 準